

北海道胆振総合振興局告示第 73 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条の小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業「貝けた網漁業」)(胆振総合振興局管内沖合海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年(2020年)12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほたてがい)	胆海共第13号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで。 ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	総トン数15トン未満。 ただし、操業区域とする共同漁業権行使規則において、対象とする魚種ごとに定められた船舶総トン数とする。	1. 胆振総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者 3. 操業区域に港湾区域を含む場合は、各港湾管理組合の同意を有する者	
同上	胆海共第15号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	同上	同上	
同上	胆海共第22号共同漁業権漁場区域及び苫小牧港湾区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	同上	同上	
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほっきがい)	胆海共第13号共同漁業権漁場区域	7月1日から翌年4月30日まで。 ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	同上	同上	
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほっきがい及びさがい)	胆海共第19号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	同上	同上	
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほっきがい、えぞばかがい及びさがい)	胆海共第1号共同漁業権漁場区域及び苫小牧港湾区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:21隻)	同上	同上	
同上	胆海共第3号共同漁業権漁場区域及び苫小牧港湾区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:20隻)	同上	同上	
同上	胆海共第5号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:33隻)	同上	同上	
同上	胆海共第7号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	同上	同上	
同上	胆海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:19隻)	同上	同上	

北海道胆振総合振興局告示第 73 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条の小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業「貝けた網漁業」)(胆振総合振興局管内沖合海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年(2020年)12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほっきがい、えぞばかがい及びさらがい)	胆海共第11号共同漁業権漁場区域	7月1日から翌年4月30日まで。 ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:4隻)	総トン数15トン未満。 ただし、操業区域とする共同漁業権行使規則において、対象とする魚種ごとに定められた船舶総トン数とする。	1. 胆振総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者 3. 操業区域に港湾区域を含む場合は、各港湾管理組合の同意を有する者	
同上	苫小牧港湾区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:8隻)	総トン数15トン未満	同上	